

大和市告示第214号

大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月24日

大和市長 大木 哲

大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱（平成24年大和市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第3項中「対し、」を「応じ、当該還付不能固定資産税相当額（当該額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の課税標準額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、前項の還付不能固定資産税相当額を算定する場合において、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第14条第1項第1号中「の額」を削り、同条第2項中「ついて、」を「応じ、当該返還金に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に」に改め、同項ただし書中「100円未満である」を「1,000円未満である」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に新要綱第10条の規定により額を確定する返還金について適用する。